

氷川町チャレンジショップ整備事業設計・施工一括業務
公募型簡易プロポーザル実施要領

令和8年7月
氷川町役場 地域振興課 地域振興係

1 目的

氷川町は、町所有の蔵を改修し、飲食業のチャレンジショップとして整備することで、「多彩な自由を家族で実現できる町」及び「しあわせが、そろってる。氷川町」を目指す。

本工事は既存建物の改修であり、限られた予算・工期の中で、要求水準を満たす設計・施工計画、工程・品質・安全管理等の提案により成果が左右されることから、公募型簡易プロポーザル方式により、総合的に最も適切な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：氷川町チャレンジショップ整備事業設計・施工一括業務
- (2) 施工場所：熊本県八代郡氷川町宮原栄久 31 番地 15
- (3) 対象施設：町所有蔵（面積 48 m²、土蔵造、中 2 階建）
- (4) 業務内容：業務内容は、別紙「要求水準書」のとおりとし、主な内容は、現地調査、設計、関係機関協議、建築改修工事、電気設備工事、給排水・空調換気設備工事、消防設備工事、まちづくり情報銀行外トイレの改修、完成図書作成及び引渡しとする。
- (5) 契約上限額：11,014,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 工期（履行期限）：契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで
- (7) 契約方法：優先交渉権者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。

※提案内容（見積含む）をそのまま契約内容とするとは限らない。

3 参加資格要件

提案者は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 氷川町の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 氷川町暴力団排除条例の運用に関する規則に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本業務を適切に遂行できる体制を確保できること。
- (6) 設計業務は、提案者自らが行うほか、建築士事務所登録を有する協力事務所へ委託することを可とする。協力事務所を用いる場合は、体制表に協力事務所名、担当範囲及び責任分担を明記すること。

4 スケジュール

項 目	日 程
公告	令和 8 年 7 月 14 日 (火)
質問受付期限	令和 8 年 7 月 22 日 (水)
質問書に関する回答期限	令和 8 年 7 月 24 日 (金)
提案提出期限	令和 8 年 7 月 28 日 (火)
ヒアリング	令和 8 年 8 月 4 日 (火)
結果通知	令和 8 年 8 月 7 日 (金)
契約締結	令和 8 年 8 月 18 日 (火)

5 配布書類

- (1) 入手方法：氷川町役場 宮原振興局 地域振興課 又は氷川町ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス：<https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/>

- (2) 配布書類一覧

質問書（様式 1）
参加申込書（様式 2）
会社概要書（様式 3）
工事实績書（様式 4）
実績体制表兼配置予定者調書（様式 5）
企画提案書（様式 6）
工程表（様式 7）
見積書（様式 8）
辞退届（様式 9）

6 質問受付及び回答

- (1) 提出書類：質問書（様式 1）
(2) 提出方法：電子メールによること。送信後は到達の確認を必ず行うこととし、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、提出期限以降の質問は、一切受け付けない。
(3) 受付期限：令和 8 年 7 月 22 日（水）17 時まで
(4) メールアドレス：chiiki@town.kumamoto-hikawa.lg.jp
※ 電子メール送信の際は、件名を「氷川町チャレンジショップ整備事業設計・施工一括業務について（〇〇〇）」とし、「〇〇〇」には事業者名を記載すること。
(5) 回答方法：①氷川町ホームページに掲載（質問者名は公表しない）
※本業務に関係のない質問については回答しない
②質問書に対する回答により、募集要領等の追加又は修正があったものとする。

7 参加申込み

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の参加申込方法は、次の通りとする。

(1) 提出物

参加申込書（様式 2）

会社概要（様式 3）

工事实績書（様式 4）

登記簿謄本（個人事業主の場合は、住民票）

国税及び地方税を滞納していないことの証明書（提出期限から 6 か月以内のもの、写しでも可）

実施体制表兼配置予定者調書（様式 5）

企画提案書表題（様式 6）

企画提案書（任意様式、ただし A4 サイズにまとめること。）

工程表（様式 7）

見積書（様式 8）

(2) 記載事項（必須）

既存の蔵を生かした改修方針

飲食提供に必要な給排水、換気、電気、衛生面への対応

令和 8 年 11 月 30 日（月）までの工程

工事中の安全管理、近隣配慮、品質管理

(3) 提出部数：6 部

(4) 提出期限：令和 8 年 7 月 28 日（水）17 時まで

(5) 提出方法：郵送（簡易書留による）又は持参（閉庁日除く）とします。

※ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(6) 提出先：氷川町役場 宮原振興局 地域振興課 地域振興係

※14【問合せ先】参照

8 ヒアリング等

(1) 実施：実施する（非公開）

(2) 日時・場所：令和 8 年 8 月 4 日（火）16 時・場所、別途通知

(3) 時間：質疑 15 分程度

(4) 出席者：3 名以内（配置予定の現場責任者等は原則出席）

(5) 使用資料：提出済み提案書のみ（追加資料配布不可）

(6) 参加の辞退：参加申込書提出後、都合により辞退する際は、速やかに辞退届（様式 9）により、14【問合せ先】まで提出すること。

9 受託予定者の選定方法

本町職員等で構成する氷川町チャレンジショップ整備事業設計・施工一括業務受託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書類等による審査及び選考を行う。

(1) 審査方法

一次審査（書類審査） プロポーザル参加者が 5 者を超える場合は、提出された企画提案書類等を評価項目（9. (2)）に基づき一次審査（書類審査）を実施し、上位 4 者をヒアリング対象者として選定する。

最終審査（総合評価） ヒアリング対象者から提出された企画提案書類等の内容及びヒアリング結果を参考に、評価項目（9. (2)）に基づいて選定委員が点数評価し、審議の上で候補者を選定する。最高点を獲得した 1 事業者を本業務の受託予定者とする。ただし、当該点数が基準点未満であった場合は契約を締結しない。

また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が 1 事業者のみの場合でも、ヒアリング等を実施し、当該点数が基準点に達し、かつ、選定委員が適切な事業者と判断した場合は、受託予定者とする。

(2) 評価項目・配点

一次審査（書類審査）

評価項目	評価の着目点	配点	配点の目安				
			非常に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
企業実績	同種工事（特に歴史的建造物の改修）の実績、信頼性	20	20	16	12	8	2
企画提案概要	事業目的への理解、改修方針の方向性、実現性	20	20	16	12	8	2
業務遂行能力	専門知識、技術力、実施体制	10	10	8	6	4	2
計		50					

最終審査（総合評価）

評価項目	評価の着目点	配点	配点の目安				
			非常に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
改修方針	町の目指す姿を捉え蔵の特性を活かしているか	20	20	16	12	8	2
改修案	意匠、色彩は調和しているか	10	10	8	6	4	2
既存建物の改修実績・専門性	同種工事の実績（特に歴史的建造物の改修）	10	10	8	6	4	2
施工体制	施工の確実性	10	10	8	6	4	2
独自提案	提案の現実性	10	10	8	6	4	2
近隣配慮	近隣への騒音対策	10	10	8	6	4	2
見積の妥当性	10点 事務局が評価基準にて評価点数を算出						
総合評価		20	20	16	12	8	2
計		100					

(3) 基準点：60点未満の場合は優先交渉権者を特定しないことがある。

10 審査結果の通知

審査結果は町公式ホームページにて公表し、併せてプロポーザルに参加した事業者全てに文書で通知する。なお、審査結果についての意義申し立ては一切認めない。

11 失格条件

参加者及び受託予定者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

(5) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

12 契約の締結

優先交渉権者と要求水準書及び提案内容を基本に協議を行い、協議が整った場合に随意契約により契約を締結する。協議不調の場合は次点者と協議する。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 不正行為等があった場合は失格とする。
- (6) 申込者が1者のみであっても、「3 参加資格要件」を満たす者であれば、本プロポーザルを実施する。
- (7) 一括下請負（丸投げ）は行わないこと。
- (8) 本業務は、飲食店の用途変更に伴う専門的な知見（建築、構造、設備、防火、衛生等）を十分に有し、関連法令（建築基準法、消防法、食品衛生法等）に適合する設計を行うこと。

14 問合せ先

〒869-4608 熊本県八代郡氷川町宮原栄久 69 番地 1

氷川町役場 宮原振興局 地域振興課 地域振興係 担当：益田

電話番号：0965-62-2315

電子メール：chiiki@town.kumamoto-hikawa.lg.jp